

ヨコハマトリエンナーレ 2017 デジタルプロモーション業務委託 に関するプロポーザル募集要項

1 趣旨

本業務は、ヨコハマトリエンナーレ 2017 の国内外における認知度及びブランドイメージの向上と、展覧会への集客誘致をはかることができる効果的なデジタルプロモーションを行うために実施します。実施にあたっては、ヨコハマトリエンナーレ 2017 の総合的な方向性を決定するディレクターズの意向をふまえ、展覧会のイメージと合致したプロモーションを行う必要があります。

2 一般事項

(1) 名称

ヨコハマトリエンナーレ 2017 デジタルプロモーション業務委託に関するプロポーザル

(2) 主催者

横浜トリエンナーレ組織委員会

(3) 募集する業務の内容

ヨコハマトリエンナーレ 2017 デジタルプロモーション業務

(履行期間：契約締結日から平成 30 年 1 月 31 日まで)

委託する業務内容については、別添「業務説明資料」を参照してください。

(4) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、公募型により行います。また、本プロポーザルは与えられた条件下において参加者の考え方や具体的な準備・運営に関する実力等を「提案」を通して評価し、委託業者を選定するものです。したがって、本業務の準備や運営については、必ずしも当該契約者の提案どおりに実施するものではありません。

3 プロポーザル実施スケジュール

資料 7 参照

4 応募資格

本プロポーザルに参加しようとするものは、(1)又は(2)のいずれかの条件を満たし、かつ、(3)の制限に当てはまらないこと。

(1) 単体の企業の場合は、次の条件を全て満たすこと。

ア 平成 29 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、種目「コンピュータ業務」、「その他委託等」または「広告」の登録がある者。ただし、左記登載者以外の者であっても、参加意向申出書の提出期限（平成 29 年 5 月 11 日（木））までに次に定める書類①～⑤を提出し、かつ横浜市入札参加資格申請を遅滞なく行うことを条件に、本プロポーザルへの参加を認めることとする。

① 現在事項証明書又は履歴事項証明書

…提出日から 3 か月以内に法務局で発行した全部事項証明書（写しでも可）

- ② 納税証明書（「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明）
 - …提出日から3か月以内に納税地を所管する税務署で発行した「その3の3」（正本を提出）
 - ③ 雇用保険の加入を確認できる書類
 - …労働局又は労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料の領収書の写し（申請日から直近の1回分）等
 - ④ 健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる書類
 - …年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し及び厚生年金保険料の領収書の写し（申請日から直近の1回分）
 - ⑤ 財務諸表の写し（直近2年分）
- イ 履行期間満了まで、業務を履行できること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
 - オ 銀行取引停止処分を受けていない者
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く。）でないこと。
 - キ 参加意向申出書提出期限（平成29年5月11日（木））から、受託者の特定の日までの期間中に「横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱」（平成16年4月1日制定）の規定による停止措置を受けていないこと。
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていない者
 - ケ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - コ 過去または予定も含め、本公募の評価委員会の委員が属していない者
 - サ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者
- (2) 共同企業体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に、当該委託契約を種目又は細目別に分担した2以上のものが構成員となって結成した共同体）である場合、次の条件を全て満たすこと。
- ア 必ず幹事者を定め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印した「参加意向申出書」（様式2-2）を提出してください。その際、幹事者の印は契約時に使用するものと同じとしてください。
 - イ 複数の共同提案に応募することはできません。また、共同提案を行う者が単独で提案を行うことはできません。
 - ウ すべての共同提案者は、前項ア～サに該当することが必要です。
 - エ 参加意向申出書を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合は、参加申し込み期限までに、変更後の「参加意向申出書」（様式2-2）を提出してください。
- (3) 応募に対する制限
- 次の各項目に該当する者は応募及び共同提案者として参加することはできません。また、応募者

は次の各項目に該当する者から支援を受けることはできません。

ア 評価委員会の委員の三親等以内の親族

イ 評価委員会の委員の三親等以内の親族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属している者

5 事務局

横浜トリエンナーレ組織委員会事務局（横浜市文化観光局文化プログラム推進課内）

担当 會田、古川

所在地 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6階

電話 045-671-3404

FAX 045-663-1928

※提案書作成に関する質問は、別添「提案書作成要領」の規定のとおり電子メールを使用してください。電話及びFAX等による質問の受付及び回答は一切いたしません。